

我孫子市患者等搬送事業者指導基準及び認定基準

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指導基準（第3条—第20条）
- 第3章 認定基準（第21条—第39条）
- 第4章 委任（第40条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この基準は、我孫子市消防本部管内の民間事業者による搬送用自動車を用いた患者等の搬送業務を行う事業（以下「患者等搬送事業」という。）に対し、必要な指導を行うとともに、一定の基準に適合する搬送事業者の認定を行うことにより、患者等の生命及び身体の安全を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 患者等 寝たきりの老人、身体障害者、傷病者等をいう。
- (2) 患者等搬送業務 患者等を搬送するため必要な構造及び設備を備えた自動車（以下「患者等搬送用自動車」という。）を使用し、患者等を医療機関への入退院、通院及び転院並びに社会福祉施設等への送迎のため搬送する業務をいう。
- (3) 患者等搬送事業者 患者等搬送事業を行う事業所（以下「患者等搬送事業所」という。）の経営者又は管理責任者をいう。
- (4) 乗務員 患者等搬送用自動車に乗務し、患者等搬送業務に従事する者をいう。
- (5) 認定事業者 第22条の規定により消防長から認定を受けた患者等搬送事業者をいう。

第2章 指導基準

（指導）

第3条 消防長は、管轄区域内の患者等搬送事業者に対し、本章に定める指導基準に基づいて指導を行うものとする。

（患者等搬送事業の基本原則）

第4条 患者等搬送事業者は、患者等からの通報の適正処理及び患者等の搬送技能の向上に努めること。

- 2 生命に危険があり、又は症状が悪化すると認められ、緊急に医療機関その他の場所に搬送しなければならない患者等は、搬送の対象としないこと。
- 3 患者等搬送事業者は、事業の社会的責任を十分自覚し、関連法規を遵守すること。

（応急手当）

第5条 患者等搬送事業者は、乗務員に、患者等の搬送事業に当たって、症状の悪化防止に万全の配慮を行うとともに、搬送途上において症状が悪化し緊急にやむを得ない場合は、必要な応急手当を実施すること。

（消防機関との連携）

第6条 患者等搬送事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、患者等のいる場所、状態、既往症、掛かり付けの医療機関等を消防機関に通報し、救急自動車を要請すること。

- (1) 患者等からの要請時点において、緊急に医療機関へ搬送することが必要である場合。なお、この場合は、乗務員を派遣すること。
- (2) 要請者の依頼場所に到着時点において、緊急に医療機関へ搬送する必要がある場合。

(3) 患者等の搬送途上において、緊急に医療機関へ搬送することが必要である場合。
(乗務員の要件)

第7条 ストレッチャー及び車椅子等を固定できる患者等搬送用自動車による患者等搬送事業の乗務員の要件については、満18歳以上の者で、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 別表第1に掲げる患者等搬送乗務員基礎講習を修了した者

(2) 別表第2に掲げる基礎講習を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する者で消防長が認めた者

2 車椅子のみを固定できる患者等搬送用自動車（以下「患者等搬送用自動車（車椅子専用）」という。）による患者等搬送事業の乗務員の要件については、満18歳以上の者で、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 前項第1号に掲げる者

(2) 前項第2号に掲げる者

(3) 別表第1に掲げる患者等搬送乗務員基礎講習（車椅子専用）を修了した者
(患者等搬送乗務員適任証の交付)

第8条 消防長は、前条第1項各号の該当者に対して、患者等搬送乗務員適任証（以下「適任証」という。）（様式第1号）を交付するとともに、乗務員講習修了者等原票（様式第2号）に記載し保存するものとする。

2 消防長は、前条第2項各号の該当者に対して、患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）（以下「適任証（車椅子専用）」という。）（様式第3号）を交付するとともに、乗務員講習修了証等原票（車椅子専用）（様式第4号）に記載し保存するものとする。

3 適任証及び適任証（車椅子専用）（以下「適任証等」という。）の有効期限は2年間とする。ただし、第11条で定める定期講習を受けた者についてはさらに2年間有効とし、それ以降も同様とする。

(特例認定の申請)

第9条 第7条第1項第2号及び第7条第2項第2号の規定の適用を受けようとする者は、特例認定申請書（様式第5号）により消防長へ申請すること。

2 消防長は、前項の規定による申請を受けた場合は、特例認定（否認定）者名簿（様式第6号）を作成し、申請書の内容を審査のうえ、別表第2に掲げる基礎講習を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する者と認めた場合は、申請者に対し適任証等を交付する。なお、適任証等の有効期限は前条第3項のとおりとする。

(適任証等の携行)

第10条 乗務員は、患者等搬送業務に従事するときは、適任証等を携行しなければならない。

(定期講習の受講)

第11条 患者等搬送事業者は、乗務員の応急手当技能を適切に管理するため、適任証等の交付を受けた乗務員に2年に1回以上、別表第3に掲げる消防機関が実施する定期講習を受講させること。

(適任証等の再交付)

第12条 適任証等を亡失し、又は滅失したときは、適任証再交付申請書（様式第7号）により消防長に再交付申請を行うこと。

2 消防長は、前項の規定による申請を受けた場合は、申請書の内容を審査のうえ、支障がないと認めたときは、適任証等を作成するとともに、適任証再交付簿（様式第8号）又は適任証再交付簿（車椅子専用）（様式第9号）を整理し、申請者に適任証等を再交付する。

(運行体制)

第13条 ストレッチャー及び車椅子等を固定できる患者等搬送用自動車による患者等搬送

事業を行う者は、患者等搬送用自動車1台につき第7条第1項の要件を満たす2人以上の乗務員をもって業務を行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、乗務員を1人とすることができる。

- (1) 乗務員以外に医師、看護師又は救急救命士が同乗する場合
- (2) 退院等を目的として運行する場合
- (3) 車椅子のみを固定し患者搬送事業を実施する場合

2 患者等搬送用自動車（車椅子専用）による患者等搬送事業を行う者は、患者等搬送用自動車（車椅子専用）1台につき第7条第2項の要件を満たす1人以上の乗務員（車椅子専用）をもって業務を行うものとする。ただし、搬送中に容態急変の可能性が高い場合等については、医師若しくは看護師等を同乗させ、又は乗務員（車椅子専用）数を2人以上とする等、対応に必要な体制を確保すること。

（患者等搬送用自動車の要件）

第14条 ストレッチャー及び車椅子等を固定できる患者等搬送用自動車は、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものであること。

- (1) 十分な緩衝装置を有するものであること。
- (2) 換気及び冷暖房の装置を有するものであること
- (3) 乗務員が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。
- (4) ストレッチャー及び車椅子等を使用したまま確実に固定できる構造であること。
- (5) 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。

2 患者等搬送用自動車（車椅子専用）は、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものであること。

- (1) 十分な緩衝装置を有するものであること。
- (2) 換気及び冷暖房の装置を有するものであること。
- (3) 乗務員（車椅子専用）が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。
- (4) 車椅子を使用したまま確実に固定できる構造であること。
- (5) 車椅子の乗降を容易にするための装置を備えていること。
- (6) 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。

（患者等搬送用自動車の外観）

第15条 患者等搬送用自動車は、サイレン又は赤色警告灯を装備するなど、救急自動車と紛らわしい外観を呈していないこと。

（積載資器材の種別）

第16条 患者等搬送用自動車には、別表第4に掲げる資器材を積載すること。

（消毒の実施要領）

第17条 患者等搬送用自動車及び積載資器材の消毒は、次のとおり実施すること。

- (1) 消毒の実施時期
 - ア 定期消毒 毎月1回以上
 - イ 使用後消毒 毎使用後
- (2) 消毒の実施要領は、別表第5によること
- (3) 医師から消毒について特別指示があった場合は、指示に基づいた消毒を行うこと

2 前項第1号アによる消毒を実施したときは、その旨を消毒実施記録表（様式第10号）に記録し、患者等搬送用自動車内の見やすい場所に表示しておくこと。

（衛生・安全管理）

第18条 患者等搬送事業者は、衛生及び安全管理について次のことを行うものとする。

- (1) 乗務員は、身体の清潔保持に努めること。
- (2) 患者等搬送用自動車及び積載資器材は、点検整備を確実に実施し衛生管理に努め、

清掃等を実施すること。

- (3) 患者等搬送業務にあたっては、患者等及び同乗者に対し安全ベルトを装着させるなど、安全搬送のための措置を講ずること。

(事業案内)

第19条 パンフレット等の事業案内には、救急隊と同レベルの活動ができるかのような表現はさけること。

(知識及び技術の維持管理)

第20条 患者等搬送事業者は、乗務員に対し、患者等の安全搬送に関する知識及び技術の向上に努めること。

第3章 認定基準

(認定対象となる患者等搬送事業者)

第21条 認定対象となる患者等搬送事業者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定める次の者とする。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (4) 自家用有償旅客運送の登録を受けた者

(認定の申請)

第22条 認定を受けようとする患者等搬送事業者は、患者等搬送事業認定（更新）申請書（様式第11号）に、乗務員名簿（様式第12号）及び患者等搬送用自動車届（様式第13号）を添付し、消防長に申請すること。

- 2 消防長は、前項の規定による申請を受けた場合は、記載事項等の適否を確認後、受付欄に受付印を押印し、患者等搬送事業申請受理簿（様式第14号）に必要事項を記入する。

(認定の審査)

第23条 消防長は、認定審査基準表（様式第15号）により審査を行い、認定の可否を決定し、その結果を認定審査結果通知書（様式第16号）により当該申請者に通知すること。

(認定証等の交付)

第24条 消防長は、ストレッチャー及び車椅子等を固定できる患者等搬送用自動車による患者等搬送事業の認定を受けた事業者に対し、認定証（様式第17号）及び患者等搬送事業者認定マーク（別図第1）並びに患者等搬送用自動車認定マーク（別図第2）を交付するとともに、患者等搬送事業認定簿（様式第18号）及び認定事業者事業台帳（様式第19号）を作成し、認定証等受領書（様式第20号）を受け取ること。

- 2 消防長は、患者等搬送用自動車（車椅子専用）による患者等搬送事業の認定を受けた事業者に対し、認定証（様式第21号）及び患者等搬送事業者（車椅子専用）認定マーク（別図第3）並びに患者等搬送用自動車認定マーク（車椅子専用）（別図第4）を交付するとともに、患者等搬送事業認定簿（車椅子専用）（様式第22号）及び認定事業者台帳を作成し、認定証等受領書を受けとること。

(認定マーク等の表示)

第25条 患者等搬送自動車認定マーク及び患者等搬送用自動車認定マーク（車椅子専用）の表示は、自動車の見やすい位置とする。

- 2 「我孫子市消防本部認定」の表示は任意とし、表示する場合の各文字の大きさは縦横50ミリメートル以下とすること。

- 3 患者等搬送用自動車の車体には、国土交通省で定めた患者等搬送用自動車である旨表示すること。

(認定の有効期間)

第26条 認定の有効期間は、認定を受けた日の翌日から起算して5年とする。ただし、再認

定による認定証の有効期間は、先に認定を受けた有効期間の残りの期間とする。

(認定の更新)

第27条 認定事業者は、認定の有効期間の満了後も引き続き認定を受けようとするときは、認定の期間が満了する日の1ヶ月前から満了する日までの間に消防長に更新を申請すること。

2 更新時の手続きは、認定時の手続きを準用すること。

(事業の休止等)

第28条 認定事業者は、患者等搬送事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、患者等搬送事業休廃止届（様式第23号）により消防長に届け出るものとする。

(事業内容の変更)

第29条 認定事業者は、患者等搬送事業認定（更新）申請書の内容を変更する場合は、事業内容変更届（様式第24号）により届出をすること。

2 消防長は、患者等搬送業務内容変更届の記載事項を確認し、患者等搬送事業申請受理簿に記入するとともに、患者等搬送業務内容変更届に基づき、変更内容を確認後、認定事業者台帳を整理する。

(認定の失効)

第30条 次のいずれかに該当するときは、認定はその効力を失うものとする。

(1) 道路運送法に定めるところにより、国土交通大臣の許可等が取り消され、又は失効したとき。

(2) 患者等搬送事業を廃止したとき。

(3) 認定の有効期間が満了したとき。

(認定の取り消し)

第31条 消防長は、次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 認定事業者が指導基準を遵守しないとき。

(2) 業務の遂行に当たって、重大な事故を発生させたとき。

(3) 社会通念上、認定事業者としてふさわしくない行為があると消防長が認めたとき。

(4) その他、認定を継続することが、不相当と判断されるとき。

(認定の取り消しの通知)

第32条 消防長は、前条の規定により認定を取り消したときは、認定事業者台帳を整理し、認定取消通知書（様式第25号）により当該認定事業者に通知するものとする。

(認定証等の返納)

第33条 認定事業者は、認定の失効又は認定が取り消された場合は、1週間以内に次の各号に掲げたものを返却すること。

(1) 認定証

(2) 患者等搬送事業認定マーク又は患者等搬送事業者（車椅子専用）認定マーク

(3) 患者等搬送用自動車認定マーク又は患者等搬送用自動車（車椅子専用）認定マーク

2 消防長は、認定証等を返納させたときは、患者等搬送用自動車等の車体に記載されている「我孫子市消防本部認定」の表示を削除させること。

(認定証等の返納請求)

第34条 消防長は、前条に規定する認定証等の返納が行われない場合は、認定証等返納請求書（様式第26号）により、認定証等を返納させること。

(認定事業者の責務)

第35条 認定事業者は、指導基準を誠実に履行しなければならない。

2 認定事業者は、次のいずれかに該当するときは、特異事案報告書（様式第27号）により、速やかに消防長に報告すること。

(1) 患者等を搬送中に容態変化があり、応急処置を実施した場合。

- (2) 患者等を搬送中に容態変化があり、救急自動車を要請した場合。
- (3) 患者等搬送業務の遂行に支障を及ぼす重大な事故を発生させた場合。
- (4) その他特異な事案を扱った場合。

(認定事業者の調査)

第36条 消防長は、年1回以上認定事業者に対し、指導基準の履行状況について認定事業者調査表（様式第28号）により調査するものとする。

- 2 消防長は、前項に掲げる調査結果から不適事項を認めるときは、指導基準に適合するように指導すること。

(認定証等の再交付)

第37条 認定事業者は、認定証等を亡失し、又は滅失したときは、患者等搬送事業認定証再交付申請書（様式第29号）により消防長に届出し、認定証等の再交付を受けることができるものとする。

- 2 消防長は、認定証等の再交付の申請を受けた場合は、申請書の内容を審査のうえ、認定事業者台帳を整理し、認定証等を申請のあった認定事業者に交付するものとする。

(認定マーク等の再交付)

第38条 認定事業者は、認定マーク等を亡失し、又は滅失したときは、認定マーク等再交付申請書（様式第30号）により消防長に届出し、認定マーク等の再交付を受けることができるものとする。

- 2 消防長は、認定マーク等の再交付の申請を受けた場合は、申請書の内容を審査のうえ、認定事業者台帳を整理し、認定マーク等を申請のあった認定事業者に交付するものとする。

(情報の提供等)

第39条 消防長は、認定事業者から診療情報の照会があった場合は、我孫子市消防本部で把握している医療機関の診療情報を提供すること。

- 2 消防長は、市民等から患者等搬送事業者の照会があった場合は、認定事業者を紹介すること。

第4章 委任

(委任)

第40条 この基準に定めるもののほか、患者等搬送事業者指導及び認定の実施に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。